

写

30 消安第 3033 号
平成 30 年 9 月 9 日

別記関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について

9月7日、岐阜県の養豚場から、飼養豚において死亡豚が増加している旨、岐阜県に届出があり、翌9月8日、岐阜県における病性鑑定及び農研機構農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門で実施した遺伝子解析においても豚コレラウイルス特有の抗原が確認されたことから、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成25年6月26日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第5の2の（1）の②の規定により、豚コレラの患畜と判定しました。

つきましては、貴都道府県内における生産者、畜産関係機関、関係団体及び外国人研修生の窓口となる団体等に対して、本件を周知するとともに、消毒による人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策、飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報、肉及びに肉製品を含み又は含む可能性のある食品残さの適正使用や野生動物との接触防止等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底について、可能な限り家畜防疫員が現地へ立入検査を実施し、確認・指導を再徹底するようお願いいたします。

さらに、防疫指針第4の1に規定する豚の飼養者からの異常豚の発見の通報を受けた場合には、万が一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど、迅速かつ的確に初動対応を実施するようお願いいたします。

写

30消安第3030号
30食産第2500号
30食産第2494号
30食産第2498号
30食産第2499号
30生畜第849号
平成30年9月10日

別記団体の長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
食料産業局企画課長
食文化・市場開拓課長
食品流通課長
食品製造課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

豚コレラに関する正しい知識の普及等について

9月8日、岐阜県下の農家において、豚コレラの患畜が確認されたところであり（別添1プレスリリース参照）、現在、岐阜県においては、家畜伝染病予防法、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、豚への本病のまん延を防ぐために行われるものです。

豚肉の摂食により、豚コレラが人に感染することはOIEの情報からも世界的に報告されておられません。

農林水産省といたしましても、豚コレラ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、豚肉の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の豚肉の取扱いにつきまして、「岐阜県産の豚肉は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

(別 記)

公益社団法人中央畜産会会長
公益社団法人日本獣医師会会長
公益社団法人日本農業法人協会会長
社団法人全国包装米飯協会会長
公益社団法人日本炊飯協会会長
公益社団法人日本食肉協議会会長
全国食肉事業協同組合連合会会長
公益財団法人日本食肉消費総合センター理事長
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長
日本食肉流通センター卸売事業協同組合理事長
一般社団法人日本食肉協会会長
公益財団法人日本食肉流通センター理事長
一般社団法人日本畜産副産物協会会長
公益社団法人日本食肉市場卸売協会会長
一般社団法人日本家畜商協会
全国食肉センター協議会
首都圏食肉卸売業者協同組合
日本ハム・ソーセージ工業協同組合
一般社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会
一般社団法人日本食肉加工協会
一般社団法人食肉科学研究所
日本食肉輸出入協会
東京食肉市場卸商協同組合理事長
公益社団法人全国農業共済協会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人日本種鶏孵卵協会会長
一般社団法人日本養鶏協会会長
協同組合日本飼料工業会会長
日本オーストリッチ協議会会長
日本オーストリッチ事業協同組合組合長
全国飼料卸協同組合理事長
全国精麦工業協同組合連合会会長
公益社団法人畜産技術協会会長
国産鶏普及協議会会長
日本養鶏農業協同組合 連合会代表理事会長
一般財団法人食品産業センター会長
食品産業中央協議会会長
公益財団法人食品流通構造改善促進機構会長
全国小売市場総連合会会長
一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長

オール日本スーパーマーケット協会会長
日本小売業協会会長
日本百貨店協会会長
一般社団法人全国スーパーマーケット協会会長
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会会長
全日食チェーン商業協同組合連合会会長
無添加食品販売協同組合理事長
日本生活協同組合連合会会長
日本チェーンドラッグストア協会会長
一般財団法人食料農商交流協会理事長
全国水産物商業協同組合連合会会長
全国青果物商業協同組合連合会会長
日本チェーンストア協会会長
協同組合セルコチェーン理事長
一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長
株式会社八社会代表取締役社長
一般社団法人日本フードサービス協会会長
事業協同組合全国焼肉協会会長
一般社団法人日本麺類業団体連合会会長
公益社団法人日本べんとう振興協会会長
公益社団法人日本給食サービス協会会長
一般社団法人日本弁当サービス協会会長
一般社団法人日本惣菜協会会長
日本デリカフーズ協同組合理事長
日本フレッシュフーズ協同組合理事長
協同組合フレッシュフーズサプライ代表理事
エムエスデリカチーム協同組合代表理事
ピザ協議会会長
一般社団法人日本回転寿司協会会長
公益財団法人食の安全・安心財団理事長
一般社団法人日本加工食品卸協会会長
一般社団法人日本外食品流通協会会長
全国給食事業協同組合連合会会長
一般社団法人日本給食品連合会会長
全国中央卸売市場協会会長
全国公設地方卸売市場協議会会長
全国第3セクター市場連絡協議会会長
一般社団法人全国中央市場青果卸売協会会長
一般社団法人全国青果卸売市場協会会長
全国中央卸売市場関連事業者団体連合会会長
全国青果卸売協同組合連合会会長
一般社団法人全国水産卸協会会長
全国水産物卸組合連合会会長

全国魚卸売市場連合会会長
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会会長
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長
日本エキス調味料協会会長
一般社団法人日本ソース工業会会長
全日本カレー工業協同組合理事長
全国食酢協会中央会会長
全日本スパイス協会理事長
風味調味料協議会会長
全国ふりかけ協会会長
日本スープ協会会長
日本即席スープ協会会長
全日本菓子協会会長
全国病院用食材卸売業協同組合理事長
日本介護食品協議会会長
日本ベビーフード協議会会長
日本凍結乾燥食品工業会会長
一般社団法人日本冷凍食品協会会長
一般社団法人日本パン工業会会長
一般社団法人日本即席食品工業協会理事長
一般社団法人日本パスタ協会会長
全日本パン協同組合連合会会長
全国製麺協同組合連合会会長
日本プレミックス協会会長
日本フラワーペースト工業会会長
一般社団法人日本冷凍めん協会会長
全国乾麺協同組合連合会会長
全国餃子手づくり協会会長
一般財団法人食品安全マネジメント協会理事長

「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」における対応方針の決定について

本日、岐阜県岐阜市の養豚農場において、家畜伝染病である豚コレラの患畜が確認されたことを受け、「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」を開催し、今後の防疫措置について対応方針を決定いたしました。

1. 発生の概要

- (1) 9月3日、岐阜県は、岐阜市の養豚場から飼養豚が死亡しているとの通報を受け、検査を実施し、その時点では、豚コレラが否定されたことから経過観察としていました。
- (2) 9月5日、当該養豚場の異常が収まらないことから、岐阜県が検査を実施しましたが、豚コレラを疑う結果とはなりませんでした。
- (3) 9月7日、当該養豚場の異常が引き続き認められることから、岐阜県が改めて、検査を実施したところ、豚コレラを否定できない結果が得られました。
- (4) このため、9月8日、岐阜県が再度中央家畜保健衛生所において検査を実施したところ豚コレラの疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、本日、患畜であることが確認されました（中国においてアフリカ豚コレラが続発しておりますが、精密検査を実施した結果、アフリカ豚コレラの感染でないことを確認しております。）。
- (5) これを受けて、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、本日8時00分から「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」を開催し、今後の防疫措置について対応方針を決定いたしました。

（注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2. 対応方針

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の措置を実施する。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却、移動制限区域（発生農場から半径3km以内）の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との連携の確認のため、野中農林水産大臣政務官を岐阜県に派遣。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- (6) 岐阜県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の地方農政局、動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

3. その他

(1) 豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。

(2) 当該農場は、豚コレラの疑いが生じた時点から飼養豚の移動を自粛しています。

(3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：西尾、田中

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

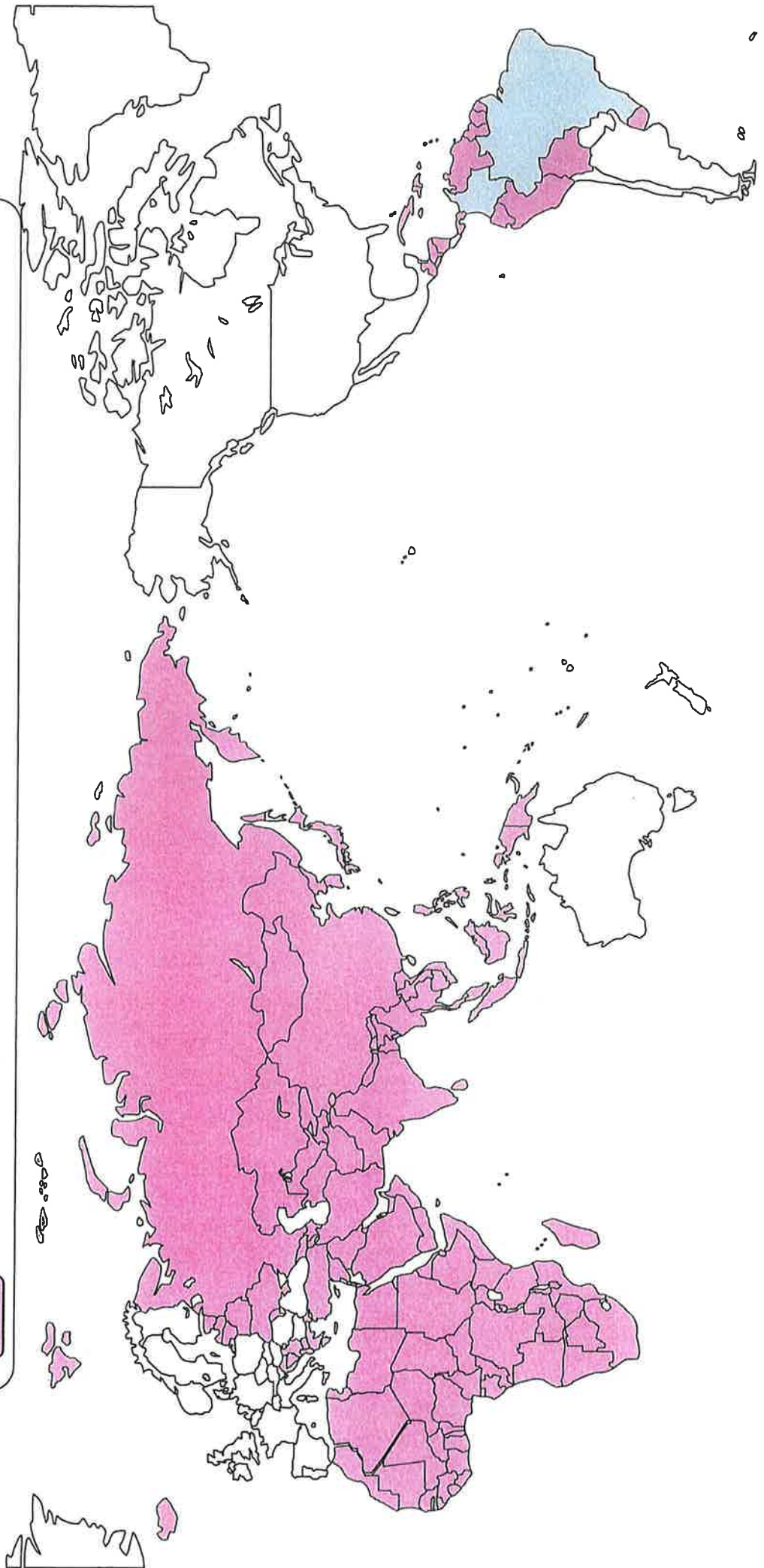
豚コレラの発生状況

2018年9月現在

=豚コレラ清浄国 (34カ国)
 (アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、メキシコ、ニューカレドニア、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、オランダ、英国、米国)

=豚コレラ清浄地域を含む国 (2カ国) (ブラジル、コロンビア)

=豚コレラ非清浄国



2011年11月11日 星期六

岐阜県における豚コレラ防疫措置の実施状況
(9月18日9時時点)

※ 更新箇所の下線を引いています。

(ポイント)

○野生いのししにおける2例目の豚コレラ確認

1. 発生農場

(1) 殺処分

⇒ 農場内の全飼養豚の殺処分完了(9/10(月)5時17分)。

(2) 埋却

⇒ 殺処分した豚の埋却完了(9/10(月)7時)。

(3) 汚染物品処理・消毒(9/11(火)14時)。

⇒ 汚染物品の処理、農場内の消毒を実施済み。

2. 周辺農場等 ※最短スケジュールの場合

(1) 監視対象農場

⇒発生確定後に採材した、13農場全ての検体で遺伝子検査及び抗体検査ともに陰性。

※引き続き監視を継続。

(2) 消毒ポイントの設置(10/9(火)まで継続予定)

⇒ 9/9(日)午前6時から5箇所稼働中。

(3) 移動制限区域の設定(10/9(火)まで継続予定)

⇒ 9/9(日)午前6時から制限開始。

(発生農場から半径3km以内。区域内に養豚農場は存在しない。
このため、発生状況確認検査の対象農場なし。)

(4) 搬出制限区域の設定(9/28(金)まで継続予定)

⇒ 9/9(日)午前6時から制限開始。

(発生農場から半径10km以内。区域内には3農場存在。)

(5) 野生いのししの確認状況

9/14 9/13に岐阜市で発見された死亡いのししで陽性

(9/15 岐阜県が公表。(9/14 動物衛生研究部門の確定検査で陽性))

9/16 9/15に岐阜市で発見された死亡いのししで陽性

(9/18 動物衛生研究部門に検体到着後、確定検査予定)

3. 感染経路等の究明

- ⇒ 国の疫学調査チームを派遣し、調査を実施中。
- ⇒ 感染原因の早期究明、まん延防止のためチーム員を増強し、堆肥処理等の専門家、岐阜県とも連携した新たな疫学関連の専門チーム「拡大豚コレラ疫学調査チーム」を設置。(9/12)
- ⇒ 動物衛生研究部門による原因ウイルス解析の結果、当該ウイルスは海外から侵入した可能性が高いことが判明した。
- ⇒ 野生いのしし(1例目)と発生農場のウイルスは同一グループに属すると判明。

4. コミュニケーション (生産者・消費者・流通業者への情報提供)

- ⇒ 農林水産省HP等において情報提供を実施中。

5. その他

○豚肉の輸出が可能となった国・地域

香港(9/11)、ベトナム(9/12)、マカオ(9/12)、台湾(9/13)

※台湾を除き、岐阜県産を除く。なお、台湾向け豚肉輸出施設は岐阜県にはない。

※豚肉の輸出が可能であった国・地域

香港、マカオ、台湾、カンボジア、シンガポール、ベトナム

○豚原皮の輸出が可能となった国・地域

タイ(9/12)、台湾(9/13)、韓国(9/14)、香港(9/14)

※香港については、岐阜県産ではない、又は国際基準を満たすウイルス不活化処理をされた豚原皮に限る。

※豚原皮の輸出が可能であった国・地域

香港、台湾、韓国、タイ、ベトナム、フィリピン、カンボジア

なお、豚コレラは、豚やいのししの病気であり、人には感染いたしません。また、食品安全委員会によると仮に豚コレラにかかった豚やいのししの肉等を食べても人体に影響はないとされています。

(お問合せ先)

消費・安全局 動物衛生課

担当者：山野、沖田

代表：03-3502-8111 (内線 4581)

ダイヤルイン：03-3502-5994

農林水産省豚^{とん}コレラ防疫対策本部

議 事 次 第

平成30年9月18日

於：第1特別会議室

1 開 会

2 本部長（齋藤大臣）挨拶

3 議 事

（1）現在の対応状況等について

（2）対応方針

（3）その他

4 意見交換

5 閉 会

1. Introduction

2. Methodology

3. Results and Discussion

4. Conclusion

岐阜県における豚コレラの対応状況
(9月18日10時現在)

- 1 9月9日(日)、岐阜県岐阜市の養豚農場における豚コレラの発生確認以降、発生農場と同じと畜場及び共同堆肥場を利用していた13関連農場を監視し、疫学調査を継続。現時点で異状は確認されていない。
- 2 9月14日(金)、岐阜県で死亡した野生いのししで豚コレラの陽性反応(1例目)が確認されたことから、直ちに、野生いのしし等の侵入防止等飼養衛生管理基準の遵守徹底するよう岐阜県はじめ全国の都道府県を通じて農家に指導。
- 3 また、岐阜県においては、発生農場及び共同たい肥場の周辺10km圏内の死亡した野生いのしし及び捕獲した野生いのししの感染確認検査を重点的に実施するとともに、全国でも、死亡した野生いのししで豚コレラ検査の実施を要請。
- 4 9月16日(日)にも、岐阜県で死亡した野生いのししから豚コレラの陽性反応(2例目)を確認。
- 5 引き続き、岐阜県においては、野生いのししの感染確認検査を継続するとともに、農場へのいのしし等の侵入防止を徹底し、本病のまん延防止措置を講じているところ。

【農場概要】

農場所在：岐阜県岐阜市

飼養状況：繁殖79頭、肥育531頭 計610頭

半径3km圏内の農場(豚農家)：なし

半径3-10km圏内の農場：3戸、1,012頭

平成30年9月18日

追加対応方針（案）

9月9日に開催した豚コレラ防疫対策本部で決定した対応方針に以下を追加する。

- 1 発生農場と関連のある13農場の監視及び野生動物の感染確認検査を徹底すること
- 2 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底すること
- 3 感染経路等の究明及びまん延防止のため、あらゆる可能性を想定し調査すること

平成30年9月9日
農林水産省豚コレラ
防疫対策本部決定

対応方針

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の措置を実施する。

- 1 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- 4 県との連携の確認のため、野中農林水産大臣政務官を岐阜県に派遣。
- 5 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- 6 岐阜県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の地方農政局、動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 7 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣。
- 8 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- 9 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

岐阜県のいのししにおける豚コレラの感染状況調査スキーム

平成 30 年 9 月 17 日

動物衛生課

1. 背景・経緯

平成 30 年 9 月 14 日付動物衛生課長通知（30 消安第 3127 号）により、岐阜県において、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、当面の間、検体を採材し、原則として抗原検査（FA 及び PCR の両方）及び血清抗体検査（ELISA）を実施することとしたところ。

2. 野生いのしし対策に係る考え方

- (1) 野生いのししの生息圏は通常 2～3km とそれほど広くないと言われており、豚コレラ感染いのししがいるとすれば、その生息域内にとどめておくことがまず第一であり、狩猟などで威嚇し、生息圏外へ移動させて、豚コレラの拡大を招かないようにしなければならない。
- (2) このため、野生いのししでアフリカ豚コレラが発生している欧州での専門家（EFSA）の意見、先日の FAO 緊急 ASF 会議及び国内の専門家の助言を踏まえ、今後、岐阜県では、野生いのししを刺激しない方法で浸潤状況調査を実施し、野生いのししにおける豚コレラの浸潤範囲を推定する必要がある。

3. 検査区域及び検査対象

- (1) 2 を踏まえ、岐阜県における野生いのししの検査対象は、浸潤範囲が推定されるまでの間、以下のとおりとしたい。

検査優先順位	検査区域	検査対象
1	発生農場及び共同堆肥場周囲半径 10km の区域 (以下、「優先調査区域」という。)	死亡いのしし及び 捕獲いのしし
2	岐阜県内の優先調査区域以外の地域	死亡いのしし
3	岐阜県内の優先調査区域以外の地域	捕獲いのしし

- (2) 優先調査区域内では、野生いのししを刺激しないよう、当面の間、捕獲圧を周辺地域と比べ高めることがないよう配慮することとし、いのししの捕獲は箱罾及びくくり罾などにより行うこととする。
- (3) 優先調査区域外で得られた検体については、優先調査区域へ直線距離が近いものから優先して実施することとする。

4. 検査実施体制

(1) 検体の種類毎の検査実施方法の詳細は原則として以下のとおり。

種類	採材場所	検体	検査法
死亡いのしし	家保又は 発見現場	扁桃	FA 及び PCR
		腎臓、脾臓	PCR
		血清	ELISA (採材出来た場合)
捕獲いのしし		扁桃	FA 及び PCR
		腎臓、脾臓、全血	PCR
		血清	ELISA

※ 採材者は適切に採材できる者とし、家畜防疫員でなくてもよい。

(2) 検査実施体制は以下のとおり。

検査実施場所	検査対象	検査実施頻度
岐阜県中央家保	3 (1) の検査優先 順位 1 及び 2	<ul style="list-style-type: none"> 検体搬入日に検査結果が得られる場合、同日中に検査を実施。 上記以外の場合、翌日検査を実施。
動物検疫所 精密検査部 (9月20日以降)	3 (1) の検査優先 順位 3	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県から宅急便にて送付された検体について、検体の到着翌日に検査を実施 (金曜日に到着した検体については月曜日に実施)。

※ 動物検疫所に豚又はイノシシが係留されている場合、動物検疫所への検体の送付は行わない。

(3) 1日に検査実施可能な数以上の検体数が得られた場合は、3 (1) 及び (3) を踏まえ検査実施順序を決定。

5. 検査陽性となった場合の対応

岐阜県中央家保または動物検疫所精密検査部で実施する検査において、陽性の結果が得られた場合は、動物衛生課と協議の上、必要な検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門 (以下、「動衛研」という。) に送付し、遺伝子検査等を実施することとする。ただし、既に、野生いのししに豚コレラウイルスが浸潤していることが明らかであることから、県における遺伝子検査陽性をもって豚コレラ陽性と判定することとする。なお、優先調査区域から距離的に離れた場所での確認等疫学的に異なるウイルスの侵入が疑われる場合は除く。

(以上)

農林水産省豚コレラ防疫対策本部の設置について

平成30年9月9日

平成30年9月18日

一部改正

1 趣旨

岐阜県の農場で豚コレラの発生が確認されたことを踏まえ、防疫体制の一層の強化等を図るため、農林水産省に「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2 構成

(1) 本部は、以下の者をもって構成する。

本部長：農林水産大臣

本部長代理：農林水産副大臣

副本部長：農林水産大臣政務官

本部長補佐：事務次官

本部員：官房長、総括審議官、技術総括審議官、危機管理・政策立案総括審議官、消費・安全局長、食料産業局長、生産局長、畜産部長、経営局長、農村振興局長、林野庁長官

(2) 本部の下に幹事会を置き、幹事会は以下の者をもって構成する。

幹事長：消費・安全局審議官

幹事長代理：畜産部長

幹事：大臣官房

報道官、文書課長、政策課長、地方課長

消費・安全局

総務課長、消費者行政・食育課長、食品安全政策課長

畜水産安全管理課長、動物衛生課長、参事官

食料産業局

総務課長、企画課長、食文化・市場開拓課長、食品流通課長、食品製造課長

生産局

総務課長

畜産部

畜産企画課長、畜産振興課長、飼料課長、

食肉鶏卵課長

経営局

金融調整課長、保険監理官

農村振興局

農村政策部農村環境課長

林野庁

林政課長

(3) 命を受けて構成員に充てられた官職の事務の一部を掌理する者がある場合にあっては、本部長は構成員を加えることができる。また、構成員は、その者を代理で出席させることができる。

3 事務局

本部の事務局（庶務）は、生産局畜産部畜産企画課及び消費・安全局畜水産安全管理課の協力を得て、消費・安全局動物衛生課において行う。

4 議事録

本部の議事録は、事務局において作成する。

豚コレラ

(家畜伝染病)

- 原因: 豚コレラウイルス (classical swine fever virus)
フラビウイルス科 (Flaviviridae) ペスチウイルス属 (Pestivirus)
- 宿主: 豚、いのしし ※人には感染しない
- 分布: 欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々
- 症状: 急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
急性型では高熱、食欲不振、元気消失、神経症状(運動失調、後
軀麻痺)、紫斑を示し短期間で死亡。
慢性型では一旦回復するが、再び症状を呈し、削瘦後死亡する。
- 診断: 蛍光抗体法(扁桃)、RT-PCR→塩基配列解析、ウイルス分離
※ 平成4年の熊本県での発生が最終発生、我が国では清浄化に成
功している(平成19年4月に認定)。
※ 周辺国では常在。絶えず侵入リスクにさらされている。
※ 有効なワクチンが存在

アフリカ豚コレラ

(家畜伝染病)

- 病因: アフリカ豚コレラウイルス (African swine fever virus)
アスファウイルス科 (Asfarviridae) アスファウイルス属 (Asfarvirus)
- 宿主: 豚、いのしし(ダニによっても媒介) ※人には感染しない
- 分布: アフリカ、欧州の一部(ロシア及びその周辺国、東欧)
※ 2018年8月、中国に侵入
- 疫学: ダニのみでなく、豚-豚間でも容易に感染成立。
豚やいのししの移動だけでなく、肉や加工品による感染拡大が問題。
排泄物、生肉及び非加熱加工品に長期間感染性が残る(糞便:11日
以上、冷蔵肉:15週、凍結肉:15年、非加熱熟成生ハムなど:6~10ヵ月)
- 症状: 細網内皮系細胞(単球・マクロファージなど)に感染し、甚急性~不
顕性まで幅広い病態を示す。
豚コレラに酷似するがより病原性は強い傾向。
- 診断: 赤血球吸着反応、蛍光抗体法、PCR・リアルタイムPCR法、ELISA、
イムノブロット法
※ ワクチン、治療法はない

